

平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 サンオータス
代 表 者 名 代表取締役社長 北野 俊
(JASDAQ コード番号：7623)
問い合わせ先 取締役 管理本部長 久米 健夫
T E L 045-473-1211(代表)

再発防止策等のお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 9 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者委員会より、弊社子会社におけるコンプライアンス違反取引に関する調査報告書(以下、「調査報告書」という。)を受領したことを受け、「調査報告書」において指摘のあった問題点及び再発防止策の提言に基づき、具体的な再発防止策を検討し、本日の取締役会にて下記の通りの再発防止策を決定いたしました。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今後はコンプライアンスを徹底し、皆様からの信頼回復に向け取り組む所存であります。何卒ご理解いただき倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

当社は、第三者委員会からの「調査報告書」に記載された再発防止に関する提言を踏まえ、再発防止策として以下のとおり策定の上実行し、法令遵守態勢の強化・徹底を図ってまいります。

(1) 子会社独自のガバナンスの強化

i) 取締役会の定期開催

現在、サンオータス(以下、SA 社という)の取締役会において BMW 販売子会社モトーレン東洋(以下、MT 社という)・メロポリタンモーターズ(以下、MP 社という)を含むグループ内の経営課題について検討を行っていますが、子会社の取締役がより迅速かつ的確に経営課題に対応できるよう子会社単体の取締役会を毎月親会社の取締役会の日程に合わせて開催し、MT社、MP社の経営者による経営課題、リスクマネジメントに関する討議を行います。

ii) 監査役によるモニタリング強化

現在SA社の取締役管理本部長が子会社の監査役を兼務しており、子会社の監査役としての職務を十分に遂行できない恐れがあるため、子会社の監査役については、SA社常勤監査役が兼務することも検討しつつ、外部からの監査役の招聘、または内部からの監査役の登用等、実効性のある子会社業務監査態勢を平成 30 年 6 月末日を目途に構築すべく幅広く検討を展開していきます。

iii) 内部監査部門によるモニタリング強化

内部監査機能は経営企画室との分掌を図り、他の業務部門と独立した社長直轄の内部監査室として設置することとし、本日の取締役会において決定し、即日組織変更を実施いたしました。

(別添「変更後組織図」)

年間の内部監査スケジュールを作成し、内部監査室および内部監査室長の委嘱する部門の監査担当者(総務部、経理部及び各事業部門の役職員)と常勤監査役とで店舗往査を実施し、取締役会へ報告書提出ならびに経営会議において監査の状況を報告いたします。不備が認められた場合は是正依頼書を用いて当該分の営業責任者に改善指示を行い、改善後に是正報告書を提出いたします。

また、監査項目については、グループ全体のリスク影響度の高い項目を優先的に抽出し定期的かつ適時に業務監査を実施していきます。

内部監査プログラム(内部監査計画、監査対象部門へのフィードバック、経営者への報告)は平成 29 年 11 月以降既に実行中ですが、モニタリング機能のみならずコンプライアンス推進の指導機能を発揮すべく、内部監査担当者は今回のコンプライアンス違反の原因となった新車・中古車販売業務全般にわたる関連業務知識の習得に努め、監査能力の向上を図っていきます。

(2) コンプライアンス意識の周知徹底

本件違反取引を看過してしまった背景として、新車販売取引に関わる役職員が、そもそも「加盟店契約違反に該当する」と理解していなかった、もしくは理解していたとしても「多少の逸脱は許容される」との誤った認識のもと、業務を遂行していたことが挙げられます。

コンプライアンスの周知徹底を図るために、以下の行動を実施していきます。

- ① コンプライアンスポリシーを整備するとともに、全役職員に周知徹底を図っていきます。
- ② 総務部主幹による定期的なコンプライアンス研修を、全役職員を対象に年1回以上開催します。

(3) 内部統制フローの再構築

当事案のような事案が再度発生することは、企業経営にとってのリスクであることを再認識し、経営リスクの発生を防止する各種統制の構築を行うことが必要であると認識し、以下の施策を実施します。

i) 基本規程の整備

SA 社および MT 社、MP 社の基本規程(組織規程、職務分掌規程、職務権限規程)を現状と照らし合わせ見直し再整備し、職務・権限の範囲を明確に示していきます。

特に販売店の支店長については、支店業務全般のマネジメントに専念することを明確にし、支店長が関連する顧客案件については営業本部長の決裁事項とします。

ii) 新車販売プロセスに係る内部統制の再構築

- ① 購入契約者およびローン契約者の本人意思確認の徹底(自署、実印、印鑑証明書等の徴求)
- ② 新車注文書記載内容とローン申込書記載内容の一致の確認
- ③ 短期代替販売取引、高齢者取引、未成年者取引等イレギュラー取引にかかる承認要件の定義・承認権限の設定

上記3項目については、今回改訂した「車両販売 業務フロー チェック・シート」による運用によりカバーしていきます。

- ④ 上記事務が正しく遂行されていることを確認する為のセルフチェック 機能の追加、販売部門と独立した管理部門、担当者の設置

当面は営業本部長・常務取締役によるチェックの強化により対応、その後、販売部門から独立した管理部

門の設置を検討していきます。

- ⑤ 経理部門への情報伝達フローの確立(上記事務部門を通じた経理部門への情報伝達フローの確立)
上記管理部門を設置後、情報伝達フローを決定・運用していきます。
- ⑥ 経理部門によるモニタリングの強化(イレギュラー取引に対するアラート機能の構築)、経理担当者による
新車販売関連法令ならびに契約にかかる知識の習得
まずは営業部門の販売フローの変更による有効性を検証したうえで、経理部門によるモニタリングの強化
の必要性を検討します。経理担当者による新車販売関連法令ならびに契約にかかる知識の習得は逐次実
施していきます。
- ⑦ 会社独自の販売管理・顧客管理システムの構築
現状 BMW のシステムが稼働しており、会社独自のシステムを新たに構築することはコスト面及び運用面か
ら簡単ではないが、継続的に独自の販売・顧客管理システムの構築の議論を重ねていきます。
これら業務プロセスの見直しを反映したうえで財務数値の適正性のみならず、従業員不正の防止を念頭に
おいた業務リスクの洗い出しならびに当該リスクの統制行為のあてはめを行うこととチェックシートの運用状
況を確認の上、内部統制評価文書(業務記述書、RCM、フローチャート)の再整備を行っていきます。

(4) 職責に応じた人事評価制度の見直し

平成 28 年 7 月より業績評価(賞与評価)と人財評価の両建てとした人事評価システムを構築運用してい
ます。

数値目標のみならず、支店運営、人財育成、コンプライアンス態勢等についても評価項目を設定してい
きます。制度運用状況を見ながら、適度な緊張感醸成を目的とした「360° 評価」の導入も検討しています。

(5) 社内通報制度の強化

現行の社内通報制度の実効性を高めるべく、内部通報制度の制度設計見直しとして通報受付窓口を社外
(弁護士事務所)にも併設し、グループ内に周知徹底を図り実効性を高めていきます。

(6) 責任の所在の明確化

本件コンプライアンス違反に関する責任を明確にするために、関与した社員については社内規程に基づ
き厳正な処分を行います。

また、管理監督責任を負う当社及び子会社の役員及び前代表取締役社長につきましては、月額報酬の自
主返納を行うことといたしました。

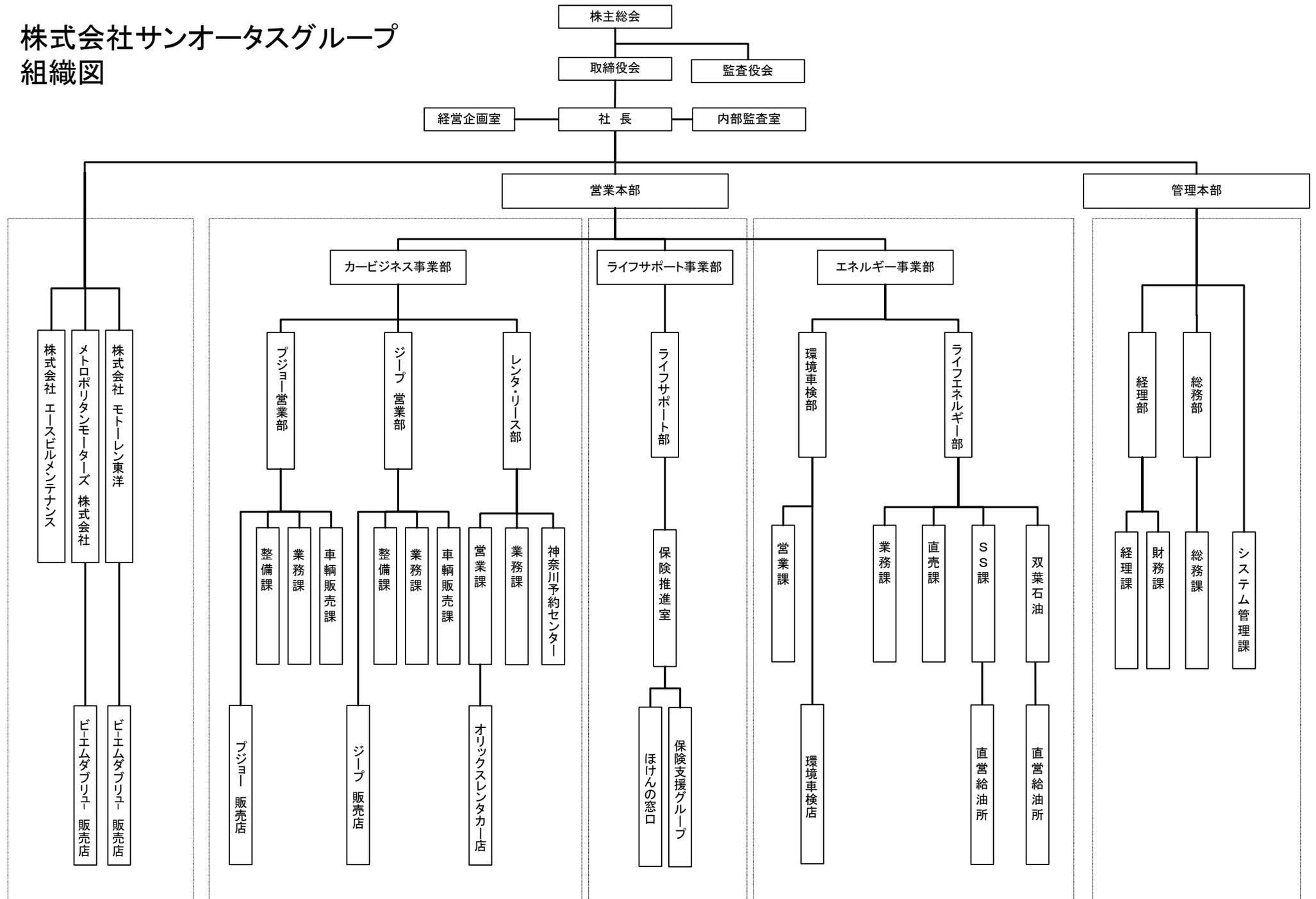
前代表取締役社長につきましては既に退任していることから、既払報酬より下記記載の相当額を当社に
自主返納する予定です。

| | |
|--------------|---------------|
| ・代表取締役社長 | 月額報酬 20%×3 か月 |
| ・常務取締役 | 月額報酬 10%×3 か月 |
| ・取締役営業統括部長 | 月額報酬 5%×3 か月 |
| ・SA社取締役管理本部長 | 月額報酬 5%×3 ヶ月 |
| ・前代表取締役社長 | 月額報酬 30%×3 か月 |

株主をはじめとする関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことにつきまして、
深くお詫び申し上げます。

以 上

株式会社サンオータスグループ 組織図



平成30年04月25日現在